

平成 21 年第 3 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 21 年 9 月 9 日（水曜日）

◎出席議員（21 名）

議長 石橋 源一

1 番 柳原 清 議員

2 番 佐藤 恵子 議員

3 番 深谷 晃祐 議員

4 番 伏谷 修一 議員

5 番 米澤 まき子 議員

6 番 金野 次男 議員

7 番 森 長一郎 議員

8 番 雨森 修一 議員

9 番 板橋 恵一 議員

10 番 藤原 益栄 議員

12 番 中村 善吉 議員

13 番 吉田 瑞生 議員

14 番 相澤 耀司 議員

15 番 松村 敬子 議員

16 番 根本 朝栄 議員

17 番 尾口 好昭 議員

18 番 昌浦 泰己 議員

19 番 阿部 五一 議員

20 番 小嶋 廣司 議員

21 番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長 鐵 博明

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

介護福祉課長 鈴木 博子

国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

会計管理者(兼)会計課長 本郷 義博

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐(財政経営担当) 小野 史典

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

---

午前 10 時 00 分 開会

○議長（石橋源一）

皆さん、おはようございます。

朝な夕なにどことなく秋らしさを感じるきょうこのごろ、第 3 回の定例会を迎える日になりました。皆様方におかれましては、インフルエンザ等々流行しておることは御承知のとおりでございますけれども、健康管理には十二分に御留意をなされて議会審議を賜りたいと申し上げて、開会のあいさつにさせていただきますと思います。

これより平成 21 年第 3 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋源一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 99 条の規定により、議長において藤原益栄議員及び中村善吉議員を指名いたします。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（石橋源一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 9 月 28 日までの 20 日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 20 日間と決定いたしました。

---

○議長（石橋源一）

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 3 行政の報告

○議長（石橋源一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

市議会第3回定例会が開催されるに当たり、市政運営に対する議員各位の御理解、御助言に対し厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、人事2件、条例3件、決算認定2件、報告2件、補正予算7件、その他2件であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第2回定例会以降、今日までの行政の状況につきまして、その概要を報告します。

初めに、市長公室について申し上げます。

まず、行政経営関係ですが、第5次多賀城市総合計画策定関係につきましては、7月12日にまちづくり懇談会で多くの市民の方々に議論いただいた「多賀城の将来都市像」を「将来の多賀城を語りあおう！まち懇成果発表会」で発表いたしました。発表会当日は、まちづくり懇談会メンバー、市民、職員等合わせて約150名の参加があり、将来の多賀城をよりよくするための活気ある発表と懇談が行われました。なお、本日、午後の説明会で現在までの経過について御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

次に、7月21日に、この本会議場において、「第3回こども議会」を開催しました。市内の小学6年生19名が参加し、子供の視点から見た市政に対する質問が行われ、有意義な議論が交わされました。

次に、定額給付金事業につきましては、8月末現在で支給対象世帯数の95%に当たる2万3,598世帯分の9億2,592万4,000円を支給しております。

なお、申請期限が10月7日のため、未申請の方への周知に取り組んでまいります。

次に、多賀城西部地区を循環する「多賀城おでかけバス万葉号」につきましては、西部地区の皆様大変好評で、平成19年12月の運行開始から延べ4,400名の方が利用しております。

さらに、7月からは「万葉号」の運行主体である多賀城北日本自動車学院の発案により、午後4時に岩切駅を出発し、高橋地区へと向かう「多賀城おかえりバス万葉号」が運行されております。市では、今後とも「万葉号」を側面から支援してまいります。

また、本市、塩竈市、七ヶ浜町が共同で運行を依頼しておりました七ヶ浜循環線が7月末で廃止となり、8月から新たに七ヶ浜町民バス「ぐるりんこ」が運行されております。

なお、運行に際しては、七ヶ浜町とバスルートや時刻について協議を行い、塩釜行きのために「塩釜第三中学校前」の停留所が追加されました。今後は、多賀城東部線とあわせ、時刻表の配布等、普及促進に努めてまいります。

次に、プロジェクト推進関係ですが、中心市街地活性化につきましては、経済産業省の「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」に応募し、全国11都市とともに採択になりました。この事業では、経済産業省から委託された専門家が、統計データ、アンケート、市町村の自己診断調査、現地視察、地元のまちづくり関係者との勉強会、意見交換会等から、中心市街地における問題、課題等を明らかにし、年度末において報告会を開催いたします。本市では、この勉強会や意見交換会に、多賀城市中心市街地活性化協議会設立準備会の構成員に出席していただき、掘り下げた議論をしているところです。

次に、長崎屋関係につきましては、6月末に建物の解体工事が終わり、現在は、地権者の皆様と新たに事業を展開しようとする方が協議をされていると聞き及んでおります。

次に、産業創造につきましては、7月30日に県内11市13町1村や宮城県等とともに「企業立地セミナー in Tokyo」を開催しました。当日は、一般企業等138社から合計208名の来場をいただき、本市の立地環境について紹介をいたしました。

また、八幡地区の工業団地化構想につきましては、7月28日に事業手法を踏まえた地権者説明会を開催し、さらに8月11日に意見交換会を開催しました。今後も、勉強会等を通じて地権者の皆様の御意見に耳を傾けながら事業を進めてまいります。

次に、総務部について申し上げます。

まず総務課関係ですが、職員研修関係につきましては、少数精鋭による行政経営実現のため、積極的に職員研修を行っております。宮城県市町村職員研修所及び市町村アカデミーにおいて実施している階層別研修や専門実務研修、行政課題研修などへ、8月末までに延べ100名の職員を派遣しており、必要とされる能力の開発と意欲の向上を図っております。

「多賀城市総合行政情報システム」の導入につきましては、プロポーザル方式による選考を経て借り上げ契約を締結し、平成22年10月からの本格稼働を目指し、現在、各業務のデータ移行作業を進めているところであります。

次に、地域コミュニティ課関係ですが、市民活動推進事業につきましては、新たな事業として「おらほのまち彩発見 こみゆにていプロジェクト」（通称こみプロ）に着手いたしました。この事業は、地域自治の本質を市民の皆様とともに学習し、確認し合いながら、これからの時代に対応した自治システムを構築するとともに、新たな視点による住民自治の基盤づくりを行うことをねらいとしているものです。

男女共同参画推進事業関係につきましては、多賀城市男女共同参画基本計画案を策定するため、昨年度に引き続き、東北学院大学の先生の助言と指導を得て、6月から8月まで計6回の市民・職員会議を開催し、「どんな多賀城になったらよいか」「そのためにどうしたらよいか」ということを、自分たちの言葉で話し合い、素案づくりを行いました。

また、8月29日には、多賀城市文化センター大ホールにおいて、宮城県との共催で「男女共同参画フォーラム in たがじょう」を開催し、600名の参加がありました。

友好都市交流関係につきましては、2010年（平成22年）に平城遷都1300年を迎える奈良市との友好都市締結を進めるため、6月22日に「多賀城・奈良友好都市提携に関する覚書」を締結しました。

広報・広聴関係につきましては、株式会社サイネックスとの官民協働事業として作成を進めていました「暮らしの便利帳」が、市内外の民間事業者約240社の御協力により発行され、今月中旬より、順次、市内の全世帯に同社から配布されております。

また、市政に対する理解をさらに深めていただくため、職員が直接出向いて市の事業や取り組み等を説明する「出前講座」の利便性向上を目指し、今月1日から講座内容をメニュー化し実施しております。

次、管財課関係ですが、7月3日に、優良建設工事表彰に係る選考委員会を開催し、60件の該当工事の中から1件を選考し、8月11日に表彰式を行いました。

次に、交通防災課関係ですが、交通関係につきましては、交通安全母の会を中心に、「あやめまつり」や「ザ・まつり in 多賀城」のほか、各地区の盆踊りや夏祭りなどにおいて啓発品を配布し、「飲酒・無謀運転の根絶」の呼びかけを行いました。

防犯関係では、自転車盗難抑止策の一環として、6月29日に防犯協会連合会会員、JR多賀城駅員、塩釜警察署員、市職員など総勢42名で市内のJR線4駅で「駅前駐輪場クリーンアップ大作戦」を実施し、計188台の放置自転車を撤去しました。

8月21日には、防犯協会連合会会員、青少年補導員及び塩釜警察署員80名が参加し、宮城県防犯協会連合会から市防犯協会連合会に寄贈された「青色回転灯つき防犯パトロールカー」を活用した「市内一斉防犯パトロール」を実施し、遊技場かいわいのパトロールや、JR多賀城駅及び大型スーパーにおける啓発用チラシの配布を行い、自転車等の盗難防止等を呼びかけました。

消防関係につきましては、6月21日に多賀城八幡小学校において平成21年度多賀城市消防団消防演習が開催され、日ごろの訓練の成果を発揮し、規律正しい消防団の雄姿を披露しました。

また、8月23日に利府町多目的グラウンドにおいて平成21年度塩釜地区消防団連合演習が開催され、本市からは消防団幹部及び消防団第1分団から第4分団までの団員が参加し、ポンプ操法等の演習を行いました。

防災関係につきましては、市内の小中学校や総合体育館、文化センターなど、主な公共施設21カ所に災害時避難所標識を33基設置しました。

なお、今年度は、災害支援協定を締結している支援協力事業所などにも、災害時避難所標識を設置する予定としております。

また、9月3日に、市内の入浴施設3施設と災害時における支援協定を締結しました。これにより、協定締結事業所等の合計は44件となりました。

次に、市民経済部について申し上げます。

まず、生活環境課関係でございますが、環境関係につきましては、6月8日に砂押川の水質調査の一環として、多賀城八幡小学校4年生63名と自然塾カワセミクラブの会員6名の協力を得て、水生生物調査を舟橋付近で実施しました。この調査により、シジミやカニ類、ハゼ、カレイの稚魚などについて、年々個体が増加傾向にあることが確認されました。また、調査後は、砂押川の水環境向上のため、1,000個のシジミを放流しました。

次に、8月5日に市内の小学4年生から6年生を対象として、環境の大切さを学ぶ「自然観察教室」を、多賀城政庁跡・加瀬沼で開催し、45名の参加がありました。自然と触れ合い、植物や昆虫の観察マップをつくることで、自然に興味を持つ心を養う環境教育を実践しました。

宮城東部衛生処理組合において、7月13日午後7時ごろに粗大ごみ処理施設から火災が発生しました。出火原因は、何らかの熱源が固形物に引火したのではないかと思われませんが、幸いにも人的被害はありませんでした。

次に、農政課関係ですが、米の生産調整につきましては、6月から8月に転作等の現地調査を実施したところ、水稻作付面積が国から示された配分面積の243ha以内であることが確認できました。

また、水稻の生育状況につきましては、7月下旬から続いている低温と日照不足による稲の不稔障害が心配されておりましたが、東北農政局発表によると8月15日現在の宮城県中部の作況指数は、99から101の平年並みとなっております。

次に、商工観光課関係ですが、経済危機対策につきましては、公共工事の80%以上を上半期に発注できるよう努めてまいります。

雇用対策につきましては、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」に取り組んでおり、8月24日現在、27事業中16事業で計58名の雇用創出を図っております。

なお、残りの11事業につきましても、今後、事業開始時期に合わせて、順次、求人を行ってまいります。

また、おおむね55歳から65歳までの方を対象とした「キャリアライフセミナー」を、2市3町の合同事業として8月28日に文化センターで開催しました。23名の参加者の皆様は、今後のライフプランを考えながら、再就職に当たっての知識や心構えなどについて熱心に聴講されていました。

多賀城・七ヶ浜商工会が発行しました多賀城・七ヶ浜地域活性化「しあわせ商品券」につきましては、173の取扱店が参加し、8月末で使用期間が終了しました。

使用状況は、8月15日現在で発行枚数の92.2%に当たる1億141万4,500円が換金されております。

「第23回多賀城跡あやめまつり」が6月24日から7月5日までの12日間、あやめ園において開催され、6万3,200名の来場者がありました。

開幕日及び開催期間中の土曜日、日曜日には、友好都市である太宰府市と天童市の物産販売も行われました。

なお、同時開催された「あやめ俳句大会」においては、3,190句の投句がありました。

次に、保健福祉部について申し上げます。

まず、社会福祉課関係ですが、今年で59回目となる「社会を明るくする運動」につきましては、7月1日から31日までの1カ月間にわたり、各種の広報活動が展開されました。また、保護司による児童・生徒の心配事相談所が開設されたほか、市内13カ所において地区懇談会が開催されました。

次に、こども福祉課関係ですが、子育て応援特別手当事業につきましては、8月末現在で支給対象世帯数の99%に当たる892世帯分、3,330万円を支給しております。

なお、申請期限が10月7日のため、未申請者の方に周知してまいります。

次に、健康課関係ですが、6月2日から7月18日まで、特定健康診査、肝炎ウイルス検査、結核検診、胃がん検診などの各種検診を実施し、延べ1万9,320名の受診がありました。

また、介護予防事業の一環として実施している介護予防サポーター養成講座7回コースを6月30日から9月9日まで開催し、28名が受講を修了しております。

食育に関しましては、県内の農水産物に対する理解を深めるとともに、地産地消の関心を高めることを目的として、7月25日に「仙台市中央卸売市場やさい・くだもの普及会」と

の共催で、小学生の親子を対象として「仙台卸売市場の見学と親子料理教室」を開催し、11組の親子の参加がありました。

次に、介護福祉課関係ですが、介護保険地域支援事業につきましては、高齢者の生活の質を高めるためには、家族や地域の支えが非常に大切であることから、6月22日と29日の2回コースで家族介護者等を対象とした介護者教室を、7月24日には商工会の会員を対象とした認知症サポーター養成講座を開催しました。

また、高齢者の就労支援の拠点として整備を進めているシルバーワークプラザにつきましては、7月1日に契約を締結し、建設工事に着手しております。

次に、国保年金課関係ですが、平成21年10月から始まります年金受給者に対する国民健康保険税の特別徴収につきましては、対象者1,361名に対しまして、7月15日に特別徴収開始のお知らせを送付しております。

特別徴収の中止の申し出につきましては、7月31日までに28名の方から申出書を受理しており、国民健康保険税の特別徴収の開始に当たり万全な事務処理に努めてまいります。

次に、建設部について申し上げます。

まず、都市計画課関係ですが、宮城県が平成元年から建設を進めてきた都市計画道路玉川岩切線の開通式を7月30日に挙行し、同日供用が開始されました。これにより、仙台市岩切地区から本市浮島地区まで約3.6キロメートルの区間がすべて開通したことになります。

次に、道路公園課関係ですが、道路改良工事につきましては、老朽化が著しく、危険と判断されていた大代人道橋の撤去が8月上旬に完了しております。また、補助事業で新田高崎線、留ヶ谷線及び志引団地1号線を、単独事業で前沢1号線道路改良工事等の4カ所を発注しました。

公園整備工事につきましては、補助事業で中央公園施設整備を発注しました。

次に、教育委員会について申し上げます。

まず、教育総務課関係ですが、学校施設の耐震化につきましては、平成20年度繰越事業である多賀城中学校技術家庭科棟の解体工事が8月10日に完了しております。また、第二中学校の校舎地震補強等工事は、6月17日に建築工事に係る契約を締結し、第1期工事分として西棟の工事に着手しております。さらに、天真小学校屋内運動場地震補強等工事につきましては、8月末での進捗率が12%となっております。なお、校舎につきましては、10月上旬に着工する予定です。多賀城東小学校校舎及び屋内運動場の強化ガラス交換並びに防犯カメラ設置等設計委託が8月末に完了いたしましたので、早期に工事に着手できるよう事務を進めてまいります。

次に、山王小学校の校舎改造設計業務は今月末の完了を予定しておりますので、早期に工事に着手できるよう事務を進めてまいります。また、高崎中学校の防球フェンス張りかえ工事につきましては、8月25日に契約を締結しましたので、11月末の完了に向けて工事を進めてまいります。

次に、学校教育課関係ですが、小中学生に自習する習慣を身につけてもらうことを目的として、8月17日から21日まで、東北学院大学工学部において「多賀城スコーレ（サマースクール）」を開催し、児童・生徒延べ399名が参加しました。

次に、生涯学習課関係ですが、東北学院大学との共催事業として、5月20日から7月8日まで8回にわたり実施した大学公開講座につきましては、57名の申し込み、延べ323名



の参加をいただきました。なお、5回以上出席された43名の方々に対しては修了証を交付しました。

平成20年度繰越事業の文化センタートイレ改修工事につきましては、予定しておりました12基の改修が7月31日に完了しております。

青少年育成事業につきましては、「ジュニアリーダー初級研修」を7月30日から8月1日までの2泊3日の日程で開催し、17名の参加がありました。また、「ワンパクスクール」を8月19日から22日までの3泊4日の日程で開催し、31名の参加がありました。

スポーツ関係につきましては、8月2日に、多賀城市総合体育館で健康フェスティバルを開催しました。武道体験や発表会、多賀モリ体操、体力測定などのほか、観光協会の協力を得て模擬店を出店し、約300名の参加がありました。また、8月22日に、多賀城市民プールで水中フェスティバルを開催し、約250名の参加がありました。

公民館事業につきましては、7月3日と10日に、多賀城小学校において、小学生を対象に昔話を聞かせる「むかし語り」を開催し、延べ89名の参加がありました。また、6月27日から8月8日まで「団塊の世代セミナー」を実施し、延べ58名の参加がありました。

イベント関係につきましては、8月1日に「第6回野田の玉川あんどんまつり」が開催され、約320名の参加がありました。水路沿いに100個の手づくりあんどんが並べられ、琴の演奏や和歌朗詠、琵琶の演奏、古代の横笛演奏などが行われました。

次に、文化財課関係ですが、7月7日から今月27日まで、埋蔵文化財調査センターにおいて、速報展「発掘された遺跡-平成20年度の調査成果」を開催しております。昨年度発掘調査を行った遺跡の中から、多賀城跡を含め5遺跡について、資料約160点や写真パネルにより紹介しております。

7月11日に、多賀城市遺跡調査報告会を中央公民館において開催し、平成20年度に調査を実施した3遺跡の報告を行いました。また、当日は、多賀城跡調査研究所職員から多賀城跡第80次調査の成果も発表していただき、80名の参加がありました。

次に、上水道部について申し上げます。

本市水道水の安全とおいしさをPRするため、第23回多賀城跡あやめまつりに出店しました。

水道水とミネラルウォーターの飲み比べによる利き水コーナーでは、回答された1,360人中979人、72%の方が水道水を当てられました。また、「飲み比べた水の中で一番おいしい水はどれか」との問いには、57%の方から「本市の水道水」という回答をいただきました。

展示コーナーでは、災害時に備えた加圧式給水車や耐震管などの展示を行い、職員の説明に多くの方が熱心に聞き入っていました。

新田資材置き場の土壌入れかえ業務につきましては、7月17日から太平洋セメント大船渡工場及び三菱マテリアル岩手工場に搬出し、セメントの原材料としてリサイクルに努めております。

8月末現在の業務進捗は80%で、完了は10月上旬を予定しております。

最後に、選挙管理委員会について申し上げます。

8月30日に第45回衆議院議員総選挙が執行されました。

選挙管理委員会は、明るい選挙推進協議会の協力を得て、各地区での啓発物資の配布や、多賀城駅前での通勤者を対象とした街頭啓発など、啓発運動を積極的に実施し、きれいな選挙の推進と有権者の総参加を呼びかけました。

この結果、衆議院議員総選挙の投票率は68.63%で、前回（平成17年）を3.57ポイント上回りました。

以上、第2回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援、御協力をいただきながら、市政運営に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

---

日程第4 議案第61号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第4、議案第61号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第61号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてであります。これは、小笠原宏委員の任期が平成21年9月30日をもって満了することから、後任として浅野憲隆氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料2の1ページ以降に、現在の委員名簿並びに浅野憲隆氏の経歴書を添付しておりますので、参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 5 議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（石橋源一）

日程第 5、議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 62 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてですが、これは、片倉茂生委員の任期が平成 21 年 9 月 30 日をもって満了することから、片倉茂生委員を再任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、資料 2 の 3 ページ以降に、現在の委員名簿並びに片倉茂生委員の経歴書を添付しておりますので、御参照願います。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

日程第 6 議案第 63 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 6 議案第 63 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 63 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは、船員保険法及び地方公務員災害補償法の改正により、地方公務員である船員保険の被保険者について、船員保険制度に基づく補償から公務災害補償制度に基づく補償とするため、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

総務部長。

○総務部長（澁谷大司）

それでは、議案第 63 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、船員の労災保険及び雇用保険について、これまで船員保険制度のもとに規定されておりましたが、労災は労災保険制度、雇用保険は雇用保険制度とそれぞれの制度に統合するため、雇用保険法等の一部を改正する法律により、所要の改正が行われました。これに伴いまして、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例について、多賀城市では該当する人はおりませんが、上位の法律が改正されましたので、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案資料 2 の 5 ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第 2 条第 1 項第 2 号ですが、船員保険法に基づく船員保険の被保険者は、本条例の対象外として規定しておりましたが、第 2 号を削り、船員保険の被保険者を対象職員とするものであります。

次に、第 16 条ですが、本条例に定めがない事項について、例によることとしている地方公務員災害補償法第 3 章の規定から除くもののうち、同法第 46 条の 2、船員である職員等の特例を削るものでございます。

次に、議案資料 1 の 4 ページをお開きください。

施行期日についてですが、平成 22 年 1 月 1 日から施行するものであります。施行日前に発生した事故に起因する公務上または通勤上の災害については、なお、従前のおり船員保険制度の対象となるものとし、本条例の規定による補償は行わないこととするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 64 号 多賀城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 7、議案第 64 号 多賀城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 64 号 多賀城市老人福祉センター条例の一部を改正する条例についてであります。これは、高齢者の就労及び地域活動に必要な知識や技能の習得を支援する施設として多賀城市シルバーワークプラザを設置することに伴い、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、私の方から条例の改正の要旨を説明させていただきます。資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料 2 の 6 ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、高齢者を取り巻く現状と課題を整理させていただきました。本年 2 月 19 日に行いました高齢者福祉計画及び第 4 期介護保険事業計画案の説明の際にも、高齢化が急速に進んでいる実態を説明させていただいております。

当市においては、お示した国全体の高齢化率よりは若干低目に推移していくものと想定しておりますが、人口全体に占める割合は着実に増加してまいります。この計画を策定する過程で実施しました各種調査においても、就業機会の拡大や社会参加を希望する割合が高くなってきており、就労を希望する方にはその機会が拡大するよう、あるいは、地域社

会においても、高齢者が必要な存在として認められ、健康で生きがいを持って生活していただくためのさまざまな方策を展開していく必要があるものと考えております。

特に、介護保険との関係で申し上げれば、第4期の事業計画では、要介護者等の出現率が14%台で推移するものと推計しておりまして、残り80%を超える方々が、いわば、体力の衰えを感じつつも、自立した生活を送る高齢者として、健康な状態を維持しながら生き生きと生活していただく姿を想定しております。このことは、支え合いの仕組みであります介護保険事業にとっても大事なことでありますし、高齢者が自身の尊厳を維持し自立した生活ができるという点において、高齢者一人ひとりにとっても何より大切なことであろうかと考えております。

次に、改正の趣旨についてでございますが、現在建設を進めておりますシルバーワークプラザも、そうした意味において、高齢者の生きがいを支え、希望と活力に満ちた生活を応援する施設として機能させるために設置するもので、これを公の施設として位置づけるため、老人福祉センター条例の一部を改正することとしたものでございます。

このことにつきましては、第1回市議会定例会における予算特別委員会の中で、当時の介護福祉課長が、老人福祉センターとして取り扱うことができる老人福祉施設付設作業所の目的にこのシルバーワークプラザの設置目的が適合すると説明申し上げておりましたとおり、老人福祉センターの施設としてシルバーワークプラザを位置づけるとともに、従来、老人福祉センターとして使用してきました施設につきましては、混同を避ける意味から、シルバーヘルスプラザと呼称することとしたものでございます。

また、現在の老人福祉センターにつきましては、既に指定管理者による管理を行っておりますので、3にお示ししましたとおり、両施設ともに指定管理者による管理を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、3のワークプラザの概要をまとめさせていただきました。

開館日と休館日につきましては、従前のセンターと同様でございますが、シルバーワークプラザの開館時間につきましては、午前8時30分から午後5時15分までとするものでございます。

利用者の範囲及び利用料金につきましても、従前のセンターと同様、60歳以上の方を対象とし無料とするものでございます。

ワークプラザの業務内容につきましては、高齢者の生業及び就労に関する指導、自立生活の促進、社会参加の推進に資する活動を行っていくというもので、例えば、工芸品の製作や編み物、手芸等の作業に必要な場所の提供、さまざまな作業に関する各種指導・助言、作品の展示や即売を行う場所の提供等を想定しております。

なお、ワークプラザの建物の構成と面積等につきましては、追加資料として配付させていただきました資料の方に詳細を記させていただきます。そちらの方をごらんいただきたいと思います。

表の方に建物の構成と面積、裏面の方に平面図を記載させていただきます。

なお、現在の建設工事の進捗の状況でございますが、8月上旬から具体的な工事に取りかかりまして、現在、コンクリート打設の基礎工事が終わったところでございます。今月中旬から木工事、屋根工事に入る予定で、順調に進捗しております。

最後に、シルバーワークプラザの法的位置づけにつきましては、先ほども若干触れたところでございますが、ここで改めて説明をさせていただきます。

老人福祉センターは、老人福祉法に規定された老人福祉施設ですが、その設置、運営につきましては、同法を所管する厚生労働省の要綱に実施する事業や建物の構造、規模等が定められており、それに沿って老人福祉センターを運営してまいりました。一般的な老人福祉センターの実施する事業の中には、生業及び就業の指導についても示されておりまして、シルバーワークプラザを法的には老人福祉センターとして位置づけることとしたものでございます。

しかし、今回予定している施設の規模が要綱に示す老人福祉センターの規模に満たないことから、平成 15 年、これは当時でございますが、厚生省社会局長通知により新たに示されました、老人福祉施設付設作業所設置運営要綱に基づく施設として、より生業及び就業の指導に特化した施設として位置づけることとしたものでございます。

この要綱では、付設作業所について、その目的をこのように記してございます。「老人の多年にわたる経験と知識を生かし、その希望と能力に応じた作業等、社会活動を行う場所を提供し、もって、老人の心身の健康と生きがいの増進を図ることを目的とする」というふうにしております。この目的に沿った事業を展開することで、従来の老人福祉センターの機能を補完し、高齢者の方々により充実した日々を送っていただくこととするものでございます。

次に、資料の方の 8 ページをごらんいただきたいと思います。新旧対照表でございます。

第 2 条は、多賀城市老人福祉センターの施設の名称と場所を表のように改正するものでございます。これまで「老人福祉センター」と呼んできたものを「シルバーヘルスプラザ」、中央二丁目に設置するものを「シルバーワークプラザ」とするものでございます。

第 3 条は開館時間に関する規定でございます。先ほども触れましたが、ヘルスプラザは従前のおり 9 時 30 分から午後 5 時まで、ワークプラザは午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとするものでございます。

次に、第 5 条から第 15 条につきましては、シルバーワークプラザ設置に伴う文言等の整理をするとともに、ワークプラザ及びヘルスプラザを市が管理する場合においても対応できるよう、市長が管理することを原則とした上で、指定管理者による管理もできることとするため、所要の改正を行うものでございます。

第 16 条は、指定管理者に管理を行わせることとした場合にあっても、市が管理する場合と同様、センターの利用を無料とする旨を規定したものでございます。

それでは、資料 1 の 8 ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

ここで、附則でございます。

第 1 項は、この条例の施行期日を平成 22 年 4 月 1 日からとするものでございます。

第 2 項は、シルバーワークプラザにつきましても、指定管理者による管理を予定していることから、この条例施行前においても、それらの準備行為ができる旨を規定しております。

第 3 項から第 5 項につきましては、改正前の老人福祉センターの指定管理者の指定を受けている者は、シルバーヘルスプラザの指定管理者の指定を受けたものとみなすこと。旧条例による登録や許可も新条例による登録や許可を受けたものとみなす旨の経過措置を規定したものでございます。



以上で説明を終わります。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

確認をしていきたいんですが、この施設をつくるに当たって、シルバー人材センターですか、今あるやつの基金を寄附していただいて建設資金に充てたという経過があるんですが、まず、そういう認識でいいのかどうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

シルバー人材センターから寄附をいただきまして、それを一たん基金の方に積みまして、そこから今回の建設事業に充てているということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、現在のシルバー人材センターの事務機能というものをこの施設に入れてほしいという願いが根底にはあるのではないかというふうに仄聞するんですが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほど説明のところでも触れましたように、指定管理者による指定を予定してございます。したがって、指定管理者をだれにするかというふうな部分についての議論も、今後、議会に対して御提案させていただくことになるかと思っておりますけれども、多賀城市が想定する高齢者福祉のあり方、それから、シルバー人材センターが目指すべき、将来持続可能な組織であるための方向性、これらの部分とが一致しておりますことから、御提案させていただく予定としては、シルバー人材センターを指定管理者として指定をしたいというような形で作業を進めてまいりたいと思っております。

○議長（石橋源一）

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

そうであるとすれば、市長が管理者ということになれば、指定管理者運用よりも、委託業務として、施設委託ということでシルバー人材センターに管理運営を委託するという方式の方が通りがいいんじゃないのかというふうに私は思っているんですけども、なぜ指定

管理者にということでこだわりをしていくのか、その辺についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは展開する事業の領域が重なってくるものと考えております。本来、シルバー人材センターが持っている固有の業務というのが当然ございまして、それに対して市は一定の補助金を長年にわたって続けてまいりました。ですから、シルバー人材センターの活動に対しても、あるいはシルバー人材センターの会員以外の高齢者の方々に対しても、これから、同じように、就労の機会であるとか、あるいは、地域社会の中で必要な存在として居続けるためのさまざまな技能であるとか、そういったものを身につけていただくということを市の方としては応援をしていくということでございます。したがって、全体そのものがそのような方向に向かっておりますので、そういった意味からすれば、指定管理者として今回の事業を受けていただいた方がいいものだ。これは全体の意思としてそのような形で考えてございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

そういうことになると、指導者の問題もありますよね。訓練、指導する指導者をつくらなければいけないということが出ますよね。委託業務的なものでいけば、市がある程度、指導者をつくって、それも含めて管理を委託するという方式になると思うんですが、今言ったように、あなたたちの考えているようなことをやっていく場合になると、その中に、指導者たる者も構成員の中に入れなければいけないという問題が出てくるのではないかと、思うんですけれども、その辺はどういうふうに分析していますか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

今後、シルバーとの具体的な業務内容の詰め段階に次には進んでいく形になるかと思えますけれども、おっしゃるとおり、非常に高いレベルのものを目指していこうとするのか、あるいは、さまざまな変化を求めて徐々に高いレベルのものを目指していこうとするのかということによるかと思えます。ですから、今考えておりますのは、現実に今、人材センターの方で抱えている人材、持っているノウハウ、そういったものを生かしながら、そのノウハウをより広範な高齢者の方々に広げていただくというふうに考えております。ですから、当然、外部から人を引っ張ってきて云々という考え方もできますけれども、あくまで今抱えている人材が教え合う形で、お互いが支え合う形で事業を運営していかないものかと。それが、最初の段階、離陸の段階では非常に大切なことなのではないだろうか。

それから、もう一つは、現状の問題点としましては、シルバー人材センター自体が、平成16年をピークに会員の数がどんどん減ってきてございます。それから、受注の件数、受注の金額も減ってきてございます。ですから、より業種業態を広げて、会員の数もそれに合

わせてふやしていくというふうな方向をとりませんと、せっかく多賀城市が応援しているシルバー人材センターなんですけれども、先行きが非常に危うくなっていくというような状況もございます。そうした意味からも、シルバー人材センター自体もやはり体質を変えていただかなければならないし、それを行政側としてしっかり応援をしていくというふうな姿勢で取り組んでまいりたいということでございます。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21番（竹谷英昭議員）

意味はわかるんです。ただ、指定管理者ということになりますと、これは固定できないわけですよ。少なくとも、幾つかの同じようなところを選定して、こちらの方がよりベターだという選定もしているわけですよ。多賀城市の体育施設にしてもそのとおり、かつては保育所にしてもそのとおり。そういうふうに指定管理者を選ぶときには競争の原理を求めてきたと思うんですよ。今、あなたの説明を聞くと、既に指定管理者はシルバー人材センターを中心だということであれば、シルバー人材センターの法律との兼ね合いがあるとは思いますが、私は、この運営は委託するという方が、逆に何ら癒着もなくベターじゃないのかと。そうやっていくと、今後の多賀城市全体の指定管理者の認定に当たって、いろいろな問題に波及していかないかという懸念があるから聞いているんです。その辺も含めて。

ただこのものだけではなく、今、多賀城市が全体的に指定管理者方式を導入しようという一途にあるわけですから、ここは、もう完全にそういうふうに指定していくんだというやり方の指定管理者方式を採用した場合に、後の問題についてどういう問題が起きてくるかということの懸念があるからこそ、そういう意味合いでの質問をさせていただいているんですよ。明らかにそういうのであれば、施設を委託する方向の方が法的に適合するのであれば、その方がかえってベターではないかというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

先ほども申し上げましたとおり、シルバー人材センターの将来展望をしたときに、そこまで責任を持って今回の事案を考えていただいた方がいいのかなというふうな考え方を持って、今回、そのような形にさせていただきました。最終的な御意思の決定ということになりますと、多分、12月の議会になろうかと思いますが、指定管理者の指定という形で改めて議案を提出する形になろうかと思いますが、ただいま申し上げましたとおり、ほかの法律との関係もございまして、非常に特殊な分野の仕事であろうかと思いますが、ですから、単純に民間同士で競い合いをしてという形には多分ならないんだろうと思います。そういったことからしましても、確かに、議員御指摘のとおりではございますが、今回の事案につきましては、非公募による指定管理者の指定の手続を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

この条例に私は反対するものではないし、それはそういう方法もあるだろうと。ただ、運営に当たっては、多賀城全体が指定管理者方式を求めようとするものであるとすれば、今、懸念されているものについても十分検討しておきながら、将来的にそういう問題と整合性が合うようなことをきちっとしておかないと、私は禍根を残すのではないかと。そうであれば、最初から委託というやり方もできないわけではないわけですから。シルバー人材センター自身の法律的にどうなのかという問題はありますけれども、その辺も含めて具体的に詰めた方がよろしいんじゃないかというふうに私は思います。その辺、副市長はどのように思っているか。具体的な取り組みについては、その辺も含めて検討した方がよろしいのではないかと思いますので、その辺の見解だけお聞きしておきたいと思います。

○議長（石橋源一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

今の御質問でございますけれども、竹谷議員がおっしゃられますように、シルバー人材センターには一定の法律上の制限がございます。ですから、一般の業者の方のように、まるっこ業務を委託という形に純粹に考えられるかどうかということが一つ大きなハードルとしてございます。

それから、指定管理者ということをお願いしたいという基本的なスタンスは、業務委託という形であくまでも市役所が深く関与をする形がいいのか、あるいは、実際運営する方々の自主的な判断というようなことで運営していただく方がいいのかということ。我々としては、極力、市民の方々あるいは利用者が自主的な判断で活動できるようなもの、そういった方向を目指したいというふうに考えておると、そういうところが基本的なスタンスでございます。

○議長（石橋源一）

12 番中村議員。

○12 番（中村善吉議員）

確認の意味で質問させていただきます。

このワークプラザの建設はお年寄りの方から非常に期待されているものであります。それで、具体的な利用法についてちょっと確認させていただきます。お年寄りが、お年寄りというのは申しわけないんですが、物づくりを子供たちにも教えたいと。そういう教室は開けるのかどうか。

それから、今、生涯学習の方で工作部というのがあるんですが、そこで物づくりを教えているんですけども、山王小学校の先生が子供たちに教えていると。そういうふうに老若、それから若若の使用法は可能なのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

冒頭、説明させていただきましてとおり、シルバーワークプラザ、それから老人福祉センター全体もそうなんですけれども、60歳以上の方の利用を想定したものでございます。確かに、御指摘のとおり、領域が重なる分野でございます。ですから、そういった部分をうまく組み合わせてやっていく。例えば、お年寄りから子供に対していろんな伝統技能や何かを伝えるとかというふうな考え方もあろうかと思えますけれども、多分、それらのことについては生涯学習の分野であったり、そういった形の領域の方により軸足が近いのではないかという感じがしております。ですから、ここで対象とするのは、あくまで高齢者の方々に、例えば、地域の中で町内会の仕事などを手伝っていただくとか、そういった部分に役立つような技能を身につけてもらうとかといったような形に、今回の施設を使っただけならばというふうに思っております。

○議長（石橋源一）

13番吉田議員。

○13番（吉田瑞生議員）

1点伺いますが、先ほどの当局の答弁の中にもありましたけれども、指定管理者による事項であります。資料2の11ページの14条の関係において、2項にありますか、「『市長』とあるのは『指定管理者』とする」ということで明記されているわけですが、先ほど、12月ごろということの目途の中で話されておりましたけれども、指定管理者の指定をした場合にはこのような措置をとるということで、改めて条例の改正等を必要としない形での規定を14条の中に織り込んだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

そのとおりでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間の休憩といたしまして、11 時 20 分再開とさせていただきます。

午前 11 時 10 分 休憩

---

午前 11 時 21 分 開議

○議長（石橋源一）

それでは再開いたします。

---

日程第 8 議案第 65 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（石橋源一）

日程第 8、議案第 65 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 65 号 多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。これは、健康保険法施行令等の改正に準じ、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出生したときに支給する出生育児一時金の金額に 4 万円を加算する暫定措置を講ずるため、現行条例について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては保健福祉部長から説明させていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

それでは、説明をさせていただきます。

今回の改正は、国の緊急の少子化対策として出生育児一時金の引き上げ等が決定され、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成 21 年 5 月 22 日に公布されたことにより行うものでございます。

平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間の出生に係る出生育児一時金について 4 万円を増額するものでございます。

それでは、資料 2 の 12 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 65 号関係資料の、多賀城市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表により、今回の改正内容を御説明いたします。

多賀城市国民健康保険条例において、出産育児一時金の支給を改正するものでございます。

附則に第 3 項を追加し、「被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中『35 万円』とあるのは『39 万円』とする」という読みかえの規定を追加するものでございます。これによりまして、産科医療保障制度の対象分娩の場合には、この 39 万に規則で 3 万円が加算されますので、42 万円が支給されることとなります。

それでは、資料 1 の 11 ページをごらんいただきたいと思います。

附則でございます。この条例は平成 21 年 10 月 1 日から施行するものとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

出産育児一時金を 35 万円から 39 万円にするということなので、大変よいことだと思いますが、なぜ 21 年 10 月から 23 年 3 月までの 1 年半に限定した制度なのかと。その辺の考え方を御説明ください。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

これは、冒頭に説明しましたとおり、国の緊急の少子化対策として、その財源部分が交付されるというふうな事になったものでございます。したがって、本則の部分でその辺の改正をしないで、附則の改正によってこの辺は改正をしたということでございまして、いずれ、この関係につきましては、あるべき姿についての議論が相当行われていくんだろうと思っております。したがって、無料の方向が世論の流れかと思えますけれども、そういった方向に多分向かうのであろうということで、時限を切った形で今回の改正がなされたというふうに考えております。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

政府がそういうふうにしたので、自治体はそれに従ってこういうふうな条例にしたんだというのはわかるんですね。今の後段の説明は多分に部長の推測もあったんじゃないかと

私は思うんですが、政府というか、旧政府というか、政府自身は、なぜ1年半に限定するのだというのを何か説明していないんですか。文書か何か、あるいは国会答弁等で、なぜ1年間なのかということについて説明はないんですか。

○議長（石橋源一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（内海啓二）

私どもの方に来ている情報としましては、あくまで、先ほど申し上げましたとおり、その間にどうするかという方向性を出しましょうというふうな考え方は来ております。したがって、突然、23年3月31日にこの措置が切れるというふうな形にはならないんだらうと考えております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第66号 市道路線の認定について

○議長（石橋源一）

日程第9、議案第66号 市道路線の認定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（石橋源一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。



○市長（菊地健次郎）

議案第 66 号 市道路線の認定についてであります。これは新田字後の、後 3 号線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

それでは、議案関係資料 2 の 13 ページで御説明したいと思います。

この道路は、新田新後公園への通路として、一部、地権者から寄附をいただいて供用しているものでございますけれども、今回、周辺の地権者から、道路認定基準にも合致していることから周辺の土地利用を図りたいということで、要望を受けたものでございます。

まず 13 ページ、これは市道認定の路線の位置図でございます。路線番号が 799 番、路線名が後 3 号線でございます。起点が、丸印に接しております後新田六歳線、終点を三角で示して表示してございます。終点には転回広場が設置されておりまして、幅員が 6 メートル、延長が 71.7 メートルでございます。

○議長（石橋源一）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

今、説明で転回広場があるという御説明をいただきましたが、なぜ図面に表示をしていないのか。少なくとも幅員 6 メートルではないはず。その辺について詳しく説明をしておかないと、今後の市道認定にいろいろ問題が出るのではないかと思いますので、転回広場がどの程度の幅でどうあるのか、その位置図をきちっと示しておくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

幅員は、寄附を受けている分に多賀城市が一部追加買収しまして 6 メートルでございます。なお、市道認定につきましては、起点・終点並びに主な経過地を表示すれば足りるということでございますので、今回の表示は 2,500 分の 1 の図面で一応表示しているという内容でございます。詳細についてももし必要であれば、コピーしてお渡ししたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（石橋源一）

竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

必要であればではなく、参考資料としてきちっと提示すべき事項であろうというふうに考えますので、全議員に配付した方がよろしいのではないかと思いますので、よろしくお取り計らいのほどをお願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

わかりました。そのようにしたいと思います。

○議長（石橋源一）

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 66 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 10 議案第 67 号 市道路線の変更について

○議長（石橋源一）

日程第 10、議案第 67 号 市道路線の変更についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長 (石橋源一)

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

議案第 67 号 市道路線の変更についてであります。これは市道清水沢多賀城 2 号線の終点を変更したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長 (佐藤正雄)

それでは、議案関係資料 2 の 14 ページ、15 ページで御説明したいと思います。

まず、路線番号が 718 番、市道清水沢多賀城 2 号線につきましては、14 ページの変更前のおり、平成 17 年から市道認定しておりましたが、道路改良工事が完成したことから、終点部を南側に 176.8 メートル延長するものでございまして、終点が志引団地 17 号線になります。

○議長 (石橋源一)

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。21 番竹谷議員。

○21 番 (竹谷英昭議員)

これも、まだ開通していないところですから現状は通行どめになっていますよね。認定したらすぐこれはあけるんですか。志引団地の道路の修整が終わらない限りここは行きどまりにしながら、市道認定だけかけておくという方式ではないんですか、そういうふうに私は考えて見ておったんですが、そうであれば、説明の中でそういう説明をしておくべきではないかというふうに思いますが。認定したらすぐあそこはあけるんですか。

○議長 (石橋源一)

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長 (佐藤正雄)

先ほどお話ししました志引団地 13 号線のところまで確かに行きどまりにはなっておりますけれども、一部入れるような形で供用してございまして、おっしゃるとおり、通行どめにはしておりますけれども、今回認定をかけようとする部分全部が通行どめではないということです。その部分は供用開始したいというふうに考えてございまして、行きどまりにはなっております。

○議長 (石橋源一)

21 番竹谷議員。

○21 番（竹谷英昭議員）

ですから、あそこはアパートに入るところだけは開通しているんでしょう。私は現場を見てきたんです。その辺、丁寧に説明しなければまずいんじゃないかと思えますよ。あれは、アパートをつくった、建設した人の要望で、あれをやらないとだめだったから今やっていますけれども、道路というのは、少なくとも、開通して初めて認定になるんじゃないかと思っておったんだけど、地域の事情もあるから、認定だけはしておいてそうするのかなというふうに、そう説明してくれるのかなと思って期待していたんですが、そういう説明がないので、もうちょっと丁寧に説明した方がよろしいのではないかと私は思います。

それから、この路線、清水沢 1 号線も含めて、大変立派な道路をつくったんですが、雑草が芽を吹いているような現状にあります。あそこを見ると、あの区画整理の一番メイン道路としてつくったような気がするので、少なくともああいうところの整備というのはきちっとしないと、「市役所は何やってんだや」という声がちまたから聞こえてくるので、これは開通するまでは別として、こういう認定をするのであれば、その辺も含めてきちっとやった方がよろしいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

おっしゃるとおり、現在、行きどまりで、来年の 4 月、志引団地の 13 号線の歩道等の工事が終われば、一緒に全線開通したいと考えております。なお、維持管理の件につきましては、おっしゃるとおり、今は行きどまりなものですから手が届かなかったという部分で、それは善処したいと思えます。

○議長（石橋源一）

10 番藤原議員。

○10 番（藤原益栄議員）

指名されましたので。開通は来年 4 月だというふうに確認してよろしいですね。まず第 1 点。

それから、二つ目。ここが開通しますと、多賀城駅あるいは 45 号線に抜ける道路として相当な車両が通行することになるだろうと思います。それで、私、安全対策が必要ではないかという提起をどこかでやりました。そういう問題意識はあるんだと、調査をして考えたということでした。それは銀の皿の交差点のところですね。その点についてはどういふふうな検討をされているのかというのが二つ目。

それから、三つ目ですけれども、清水沢多賀城線の下の方に行くと道路が半分になっていますね。これは、都市計画決定された道路の上に現在は家を建てるのを認めて、この部分は家が建っているというふうに理解していいのかということなんです。3 点、お願いします。

○議長（石橋源一）

建設部長。

○建設部長(兼)下水道部長（佐藤正雄）

まず、交差点の件なんですけれども、実は、志引団地 13 号線も、それから今回の清水沢多賀城 2 号線も、都市計画決定している道路でございます、道路としての配分交通量を拾ってございます。ちょっと手元にないんですけれども、それによりますと、志引団地 13 号線、志引団地の中の交通量が約四千七、八百だったと思います。それから、清水沢多賀城線のこの部分につきましては五千何がしかという交通量を拾ってございまして、開通したときにどのぐらいになるんだろうということで交通解析しますと、日交通量、断面交通量で約 8,000 台を見込んでございます。現在、この数字をもって、これだけの交通量が見込まれるので何とかということで、警察の方と協議中でございます。

それから、もう 1 点、あの下線につきましては、下半分、これは 28 メートルなものですから、地権者の負担が大きいということで、おっしゃるとおりの措置をしているということでございます。

それから、開通ですけれども、現在、志引団地の関係で工事中で、今の工事関係が来年の 3 月半ば過ぎまでということですので、4 月には何とか開通させたいということで、期日については、3 月末になるのか 4 月初めになるのかというのはまだ確定してはございませんけれども、いずれ、その前後で開通したいと、このように考えております。

○議長（石橋源一）

これをもって質疑を終結いたします。

---

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 67 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、少し早うございますけれども、お昼の休憩に入りたいと思います。

再開は午後 1 時です。

午前 11 時 41 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（石橋源一）

再開いたします。

---

日程第 11 議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について

日程第 12 議案第 69 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算の認定について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 11、議案第 68 号 平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算の認定について及び日程第 12、議案第 69 号 平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算の認定についての平成 20 年度多賀城市各会計決算の認定についてを一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 68 号の平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び各特別会計決算は、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、また、議案第 69 号の平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石橋源一）

次に、一般会計及び各特別会計について、会計管理者の説明を求めます。管理者。

○会計管理者(兼)会計課長（本郷義博）

それでは、平成 20 年度多賀城市一般会計決算及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

お手元の資料 3 の 1 ページ、2 ページを見開きの状態でごらん願います。

平成 20 年度多賀城市会計別決算総括表により御説明をさせていただきます。

なお、説明の中で申し上げます前年度との比較及び収支の状況等は、資料 8 の 61 ページから 78 ページに記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

恐れ入ります。先ほどの資料 3 の 1、2 ページをごらん願います。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

予算現額、A 欄の 202 億 9,423 万 6,800 円に対しまして、B 欄の歳入決算額は 181 億 9,088 万 3,101 円で、その収入率は、2 ページの右から 2 列目になりますが、89.64%となっております。前年度の決算額との比較では 4 億 8,023 万 8,749 円の増で、率にいたしまして 2.71%のプラスとなっております。

また、収入の主なものといしましては、市税が 87 億 8,503 万 7,048 円で、収入全体の 48.29%となっております。次いで地方交付税が 29 億 4,168 万円の 16.17%、国庫支出金が 18 億 6,099 万 8,483 円の 10.23%、その他市債や県支出金となっております。

一方、歳出でございますが、C欄をごらん願います。歳出決算額は178億1,098万4,947円で、予算現額に対する執行率は、右端の欄になりますが、87.76%であります。これも前年度の決算額と比較いたしますと、3億5,988万6,625円の増で、率にいたしまして2.06%のプラスとなっております。

これによりまして、D欄の差引残額は3億7,989万8,154円となり、その内訳は、備考欄に記載のとおり、繰越事業費繰越額が1億875万600円、基金繰入額が1億3,600万円、翌年度繰越額として1億3,514万7,554円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

なお、繰越事業費繰越額1億875万600円につきましては、去る6月の第2回定例会において御報告を申し上げました内容と同様であり、繰越明許費繰越額となっております。

次に、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

A欄の予算現額54億2,268万4,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は53億3,234万9,184円で、予算現額に対する収入率は98.33%であります。前年度決算額との比較では5,090万4,719円の減で0.95%のマイナスとなっております。

なお、収入の主なものは、保険税で13億4,056万9,951円で、その構成率は25.14%となっております。その他の収入については、前期高齢者交付金で12億932万5,875円、国庫支出金で12億121万9,309円、次いで共同事業交付金、繰入金等となっております。

歳出につきましては、C欄の歳出決算額が53億2,343万2,246円で、予算現額に対し執行率は98.17%となっております。前年度決算額との比較では、4,906万6,178円の減、0.91%のマイナスとなっております。

これにより、D欄の差引残額は891万6,938円となり、その内訳は、備考欄に記載のとおり、基金繰入額500万円、翌年度繰越額として391万6,938円にそれぞれ措置をさせていただくものであります。

次に、老人保健特別会計決算について御説明申し上げます。

A欄の予算現額3億9,435万9,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は3億7,345万2,977円で、収入率は94.7%となりました。前年度の決算額との比較では、35億5,476万5,675円の減で90.49%のマイナスとなっております。

その収入の主なものは、支払基金交付金が1億9,664万8,905円、国庫支出金で1億796万7,890円、それに県支出金や繰入金等であります。

一方、歳出では、C欄の歳出決算額が3億7,309万2,977円で、予算現額に対する執行率は94.61%で、前年度の決算額との比較では、35億4,932万3,675円の減で90.49%のマイナスとなっております。

これにより、D欄の差引残額は36万円となり、これは備考欄に記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。

次に、介護保険特別会計の保険事業勘定について御説明申し上げます。

A欄の予算現額24億8,876万2,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は24億4,945万2,943円で、その収入率は98.42%となりました。前年度の決算額との比較では、1億264万9,406円の増となり、4.37%の伸びとなっております。

その収入の主なものは、支払基金交付金が7億1,012万5,473円、保険料で5億1,208万227円、それに国庫・県支出金等であります。

一方、歳出では、C欄の歳出決算額が24億1,613万421円で、予算現額に対しまして執行率が97.08%となっております。前年度の決算額との比較では、7,271万6,402円の増で3.10%の伸びとなっております。

これにより、D欄の差引残額は3,332万2,522円となり、備考欄に記載のとおり、全額基金へ繰り入れの措置をさせていただくものであります。

次に、介護サービス事業勘定について御説明申し上げます。

A欄の予算現額122万2,000円に対し、B欄の歳入決算額は122万1,475円で、その収入率は99.96%となりました。前年度の決算額との比較では、166万2,525円の減となり、57.65%のマイナスとなっております。

また、歳出では、C欄の歳出決算額が122万1,475円で、執行率は99.96%となっております。前年度の決算額との比較では69万9,050円の減で、36.40%のマイナスとなっております。

これにより、D欄の差引残額はゼロ円となりました。

次に、下水道事業特別会計について御説明申し上げます。

A欄の予算現額32億7,533万4,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は31億9,843万9,848円で、その収入率は97.65%となりました。前年度の決算額との比較では、12億9,589万1,445円の減で28.83%のマイナスとなっております。

その収入の主なものは、使用料及び手数料で8億3,905万9,249円、繰入金で12億3,197万8,497円、市債が8億2,870万円、その他国庫支出金等となっております。

次に、歳出では、C欄の歳出決算額が31億5,890万5,948円で、予算現額に対しまして執行率は96.45%となっております。前年度の決算額との比較では、13億3,530万4,288円の減で29.71%のマイナスとなっております。

これによりまして、D欄の差引残額は3,953万3,900円となり、これは備考欄記載のとおり、全額繰越事業費繰越額とするもので、去る6月の第2回定例会において御報告を申し上げます内容と同様であり、繰越明許費繰越額となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計について御説明申し上げます。

A欄の予算現額3億9,453万6,000円に対しまして、B欄の歳入決算額は3億8,651万3,597円で、その収入率は97.97%となりました。

その収入の主なものは、保険料で3億2,692万1,600円、繰入金で5,927万6円、その他使用料及び手数料等となっております。

次に、歳出では、C欄の歳出決算額が3億8,391万9,565円で、予算現額に対しまして執行率は97.31%となっております。

これによりまして、D欄の差引残額は259万4,032円となり、これは、備考欄記載のとおり、全額翌年度へ繰り越しをするものであります。



以上、一般会計、特別会計の合計が、A欄の予算現額 322 億 7,113 万 3,800 円に対し、B欄の歳入決算額は 299 億 3,231 万 3,125 円で、その収入率は 92.75%となっております。前年度の決算額との比較では、39 億 3,382 万 2,612 円の減で 11.62%のマイナスとなっております。

一方、歳出につきましては、C欄の歳出決算額が 294 億 6,768 万 7,579 円で、予算現額に対しての執行率は 91.31%となりました。前年度の決算額との比較では、41 億 1,787 万 599 円の減で 12.26%のマイナスとなっております。

次に、資料 5 の 92 ページをお開き願います。

こちらは公有財産総括表でございます。この表には、土地、建物、そして物権等、その他の財産について集計し、記載しております。

次の 94 ページから 97 ページにつきましては、土地及び建物について、それぞれの使用目的の区分に応じ記載しております。

また、98 ページから 106 ページまでは、物権、無体財産権、出資による権利及び物品について記載しております。

次の 107 ページから 110 ページについては、債権及び基金について記載しております。

最後の 111 ページにつきましては、土地開発基金の運用状況についての報告を記載しておりますので、ごらん願いたいと存じます。

以上をもちまして、平成 20 年度一般会計並びに各特別会計の決算につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、決算事項別明細書等によりまして、関係課長等が御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、水道事業会計について、水道事業管理者の説明を求めます。

○水道事業管理者（板橋正晃）

それでは、資料 3 の 39 ページをお願いいたします。

平成 20 年度多賀城市水道事業会計決算の概要について、決算報告書に基づき御説明申し上げます。

まず、1 の収益的収入及び支出の方から御説明申し上げます。

収入で、第 1 款水道事業収益、予算合計額が、これは 40 ページの左側の欄をごらんになっていただきたいと思います。19 億 9,793 万 6,000 円に対して、決算額 19 億 9,533 万 5,352 円で、予算額に比べまして 260 万 648 円の減額となっております。収入率は 99.87%でございます。

次に、支出でございますが、第 1 款水道事業費用の予算合計額が 18 億 3,882 万円に対しまして、決算額が 18 億 1,547 万 2,667 円となっております。不用額が 2,334 万 7,333 円で、執行率が 98.73%でございます。

次をお開きいただきたいと思います。

2 の資本的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第1款資本的収入で、予算額合計が10億6,604万9,000円に対しまして、決算額10億6,630万4,609円で、予算額に比へまして25万5,609円の増額となっております。収入率が100.02%でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出におきましては、予算額合計が15億320万9,000円に対し、決算額が14億9,568万5,198円、不用額が752万3,802円で、執行率が99.5%でございます。

この結果、欄外の方に書いてございますが、欄外に記載されている、資本的収入額が資本的支出に不足する額、これは別途積立処分する水資源開発負担金を除いた額でございますが、4億4,203万9,316円となります。その補てん財源といたしましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,354万5,529円、当年度損益勘定留保資金2億9,773万3,659円及び建設改良積立金1億3,076万128円で補てんいたしております。

なお、収入の欄の第3項にあります水資源開発負担金の決算額1,265万8,727円は、別途積み立てをしております。

続いて、43ページをお開きいただきたいと思います。

これは平成20年度多賀城市水道事業損益計算書でございます。

下から3段目をござらんになっていただきたいと思います。先ほど説明いたしました収益的収入及び支出の結果、当年度の純利益は1億6,648万5,248円となっております。これに前年度からの繰越利益剰余金1億5,557万6,299円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は3億2,206万1,547円となっております。

次に、45ページをお開きいただきたいと思います。

このページの下の方でございますが、3の平成20年度多賀城市水道事業剰余金処分計算書(案)でございますが、ただいま申し上げました当年度未処分利益剰余金3億2,206万1,547円の処分(案)でございます。処分類は、減債積立金に5,000万円、建設改良積立金に1億円、合わせて1億5,000万円を積立処分いたしまして、翌年度繰越利益剰余金といたしまして1億7,206万1,547円を繰り越すという内容でございます。

以上が、平成20年度多賀城市水道事業会計の決算の概要でございます。

詳細につきましては、決算関係資料によりまして御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(石橋源一)

この際、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

(監査委員 菅野昌治登壇)

○監査委員(菅野昌治)

平成20年度決算審査の結果について御報告を申し上げます。

平成20年度の各会計決算及び基金運用状況について審査をしたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された一般会計、特別会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書が、法令に基づいて調製されているか、また、水道事業会計決算書及びその附属書

類は法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうか、かつ、計数は会計管理者及び関係部局の所管する諸帳簿、証ひょう書類と符合しているかを照合するとともに、予算の執行が適正かつ効率的に行われているか、事務事業は経済的かつ効果的に行われているか、また、基金については、設置目的に沿って効率的に運用されているかなどに主眼を置き、例月出納検査及び定期監査の結果をも参考としながら、必要の都度、関係職員の説明を聴取するなどの方法により実施しました。

その結果、審査に付された一般会計、特別会計、水道事業会計決算書及びその附属書類並びに基金運用状況報告書は、いずれも法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況は適正に表示しているものと認めました。

まず、一般会計、特別会計の決算内容について見ると、決算規模は、歳入で 299 億 3,231 万 3,125 円、歳出で 294 億 6,768 万 7,579 円となっております。

次に決算収支を見ると、一般会計では、形式収支で 3 億 7,989 万 8,154 円、実質収支で 2 億 7,114 万 7,554 円の黒字となっており、単年度収支で 9,402 万 324 円、実質単年度収支においても 9,799 万 6,193 円の黒字であります。一方、特別会計では、形式収支で 8,472 万 7,392 円、実質収支で 4,519 万 3,492 円、単年度収支においても 2,416 万 1,963 円の黒字となっているが、実質単年度収支は 8,240 万 7,477 円の赤字となっております。

なお、平成 20 年度に後期高齢者医療特別会計が新たに加わったことなど、ここ数年は、時代の流れに応じて会計の移動も頻繁になってきており、継続的な財政指標等の比較が行いにくいいため、効率的な行政運営か否かの判断は、今まで以上に慎重に行わなければならないと考えております。

財政状況を普通会計において分析すると、財政力指数は年々上昇し、経常収支比率、公債費比率は、平成 17 年度以降、改善傾向を示しております。財政構造の弾力性の目安とされている計数を見ると、それぞれ改善してきてはいるものの、低水準で推移しており、経済の変動や財政需要の増大に耐え得るだけの体質までにはまだまだ道のりが遠いようであります。

しかしながら、平成 20 年度は、サブプライムローン問題が引き起こした株価の下落による、世界的規模の大不況という類を見ない最悪の世界経済状況に加え、石油の高騰などにより、宮城県内はもとより、国内では企業倒産が相次ぎ多くの失業者を生みました。このような事情から考察すると、市当局の財政健全化に対する努力の跡を見ることができ、評価するところであります。

次に、水道事業会計について見ると、当年度の事業収益は 19 億 441 万 1,406 円であり、前年度に比べ他会計補助金などが増加したが、給水収益、受託工事収益、他会計負担金などが減少したことにより、6,552 万 9,243 円の減となっております。

一方、事業費用は 17 億 3,792 万 6,158 円であり、前年度に比べ資産減耗費などが増加したが、配水費、受託工事費、業務費などが減少したことにより、1 億 3,217 万 2,679 円の減となっております。

その結果、当年度の純利益は 1 億 6,648 万 5,248 円となり、前年度繰越利益剰余金 1 億 5,557 万 6,299 円と合わせた当年度未処分利益剰余金は 3 億 2,206 万 1,547 円となりました。

したがって、現状において、水道事業会計は健全な財政運営が維持されていると見受けられますが、水需要について見ると、給水人口、給水戸数は増加しているものの、年間総配

水量、年間総有収水量は減少しており、その結果、水道事業収益の根幹となる給水収益は17億3,949万3,370円で、前年度と比べると4,368万2,265円の大幅な減となっております。

しかしながら、このように水需要が低迷している中で、公的資金補償金免除繰上償還制度を活用し企業債の利子負担の軽減を図ったことや、定期預金による効率的な資金運用により利息を得るなどの経営努力を重ねているところは評価できるものです。また、当年度は、災害対策として応急給水車の配備や危機管理対策マニュアルの策定を実施しており、今後も、緊急時には飲料水や生活用水を迅速かつ的確に供給するため、万全の対策に努めていただきたいと思います。

今後の水需要の動向については、景気低迷による大口需要者の使用量減、一般家庭での節水意識の高まりや節水型機器の普及も考えられ、需要の落ち込みが懸念されるところであります。このような状況の中、経営基盤の強化が課題であり、さらに施設の老朽化や地震など危機管理への対策を迅速に進める必要があることから、当年度より専任の事業管理者を設置しております。迅速な意思決定や現場主義のメリットを最大限に生かし、いろいろな課題を整理しながら、事業の安定経営を図るため、的確な事業計画や資金計画の構築、コスト意識の徹底、事業執行の一層の効率化等、経営の合理化には十分配慮し、水の安定供給に努められ、健全な企業運営に一層努力されるよう望むものであります。

以上が、平成20年度決算審査結果の概要であります。

なお、詳細については、平成20年度多賀城市各会計決算及び基金運用状況審査意見書をごらん願います。

○議長（石橋源一）

お諮りいたします。議案第68号及び議案第69号の平成20年度多賀城市各会計決算の認定については、委員会条例第6条の規定により、21人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石橋源一）

御異議なしと認めます。

よって、本案については、21人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、全議員21人を指名いたします。

---

日程第13 報告第5号 平成20年度決算に基づく健全化判断比率について

日程第14 報告第6号 平成20年度決算に基づく資金不足比率について

○議長（石橋源一）

この際、日程第 13、報告第 5 号 平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率について及び日程第 14、報告第 6 号 平成 20 年度決算に基づく資金不足比率についての 2 件を一括議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

(局長 報告朗読)

○議長 (石橋源一)

市長の説明を求めます。市長。

○市長 (菊地健次郎)

報告第 5 号の平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、また、報告第 6 号の平成 20 年度決算に基づく資金不足比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては市長公室長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 (石橋源一)

市長公室長。

○市長公室長 (伊藤敏明)

それでは、報告第 5 号の平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率並びに報告第 6 号の平成 20 年度決算に基づく資金不足比率につきまして御説明を申し上げます。

既に議員の皆様には御承知のこととは存じますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成 20 年度決算から全面的に施行されることとなっておりまして、平成 20 年度の決算に基づき算定された健全化判断比率並びに資金不足比率が一定の基準を超える場合には、財政の早期健全化、財政の再生、もしくは公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定することとされております。

16 ページに記載の健全化判断比率に関しましては、早期健全化基準と財政再生基準の二つが設けられ、健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、自主的な健全化を図るための財政健全化計画を、また、健全化判断比率のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、自主的な健全化は困難として、国等の関与による確実な再生を目指した財政再生計画を定めなければならないこととされております。

また、17 ページに記載の資金不足比率に関しましては、経営健全化基準が設けられ、資金不足比率が当該基準を超えた場合には、経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

なお、本市における健全化判断比率並びに資金不足比率につきましては、いずれの比率におきましてもそれらの基準を下回っております。

ここで、改めて、健全化判断比率及び資金不足比率の意味とその算定式について御説明申し上げます。お手数でございますけれども、資料 8 の議案関係資料 25 ページをお願いいたします。

初めに、①の実質赤字比率でございますが、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

②の連結実質赤字比率は、普通会計に加えて、公営企業や国民健康保険事業等の特別会計を含めた、全会計連結ベースでの実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。

③の実質公債費比率は、一般会計や企業会計、特別会計の元利償還金に加えまして、一部事務組合等への負担金、補助金のうち、元利償還金に充てたものの合計額の標準財政規模に対する比率でございます。平成 18 年度決算からこの指標が整備されております。それで、地方債の同意あるいは許可の判断基準として既に用いられているものでございます。

④の将来負担比率でございますが、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、公営企業、地方公社、第三セクターなどの出資法人等を含めた普通会計の実質的負債を含めて把握するものとなっております。

⑤の資金不足比率でございますが、多賀城市におきましては水道事業会計と下水道事業会計がこれに該当するもので、一般会計の実質赤字に相当する資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

続きまして、26 ページをお願いします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率並びに資金不足比率でございますが、平成 20 年度決算では、すべての会計におきましていずれも黒字決算であったため、それらの比率は発生いたしません。総務省から示された算出式に基づいて算定した比率は、実質赤字比率がマイナス 2.34%、連結実質赤字比率がマイナスの 12.59%、資金不足比率につきましては、水道事業会計でマイナス 62.6%、下水道事業特別会計で 0.0%と算出されております。このように黒字となった場合には三角表示となるものでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、11.7%と、昨年度の 12.4%に比べて改善されております。この主な要因といたしましては、公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金の減によるものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、25.8%と、昨年度の 76.8%に比べて大幅に改善されております。この主な要因といたしましては、将来負担額に充当できる財源に各種基金の繰りかえ運用分を含めることが可能となったことによるものでございます。

この繰りかえ運用でございますが、これは、各種基金条例に定めるところにより、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用するというものでございます。昨年度の算定においては、その繰りかえ運用分を基金残高に含めることができなかったものでございますが、今年度算定からは、通常の前金による運用と同様に、基金の残高に含めることが可能となり、すべて将来負担に充当することができるようになったというものでございます。

ただいま御説明申し上げました健全化判断比率並びに資金不足比率の算出に用いた数値や、その具体的な算出方法につきましては、26 ページ以降に整理してございます。

なお、質疑等に関しましては、平成 20 年度決算とも連動いたしますことから、決算特別委員会におきましてお願いいたしたいと存じますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石橋源一）

次に、監査委員から監査の報告を求めます。代表監査委員。

(監査委員 菅野昌治登壇)

○監査委員 (菅野昌治)

平成 20 年度の財政健全化及び経営健全化について審査を終えたので、その概要を報告いたします。

市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

その結果、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

まず、財政健全化について見ると、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

また、実質公債費比率については 11.7%となり、早期健全化基準の 25%と比較すると、これを下回っており、将来負担比率についても 25.8%となり、早期健全化基準の 350%と比較すると大幅に下回っております。

次に、経営健全化の資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業特別会計ともに資金の不足が生じなかったため、比率は算出されませんでした。

以上が、平成 20 年度健全化審査結果であります。

なお、詳細については、平成 20 年度多賀城市財政健全化及び経営健全化審査意見書をごらん願います。

○議長 (石橋源一)

以上で報告を終わります。

---

○議長 (石橋源一)

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日 9 月 10 日から 9 月 17 日までは休会といたします。

来る 9 月 18 日は、午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 1 時 50 分 散会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 21 年 9 月 9 日

議長 石橋 源一

署名議員 藤原 益栄

同 中村 善吉